

## 「議論のとりまとめ」(天皇の退位に関連して検討を要する主な法律の規定)と法案要綱の対比表

「議論のとりまとめ」	法案要綱
<p>一 皇室典範の関連規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 退位後の天皇を皇族の範囲に含めることの要否</li> <li>2 退位後の天皇を皇位継承者・摂政就任者に含めることの要否</li> <li>3 退位後の天皇の呼称</li> <li>4 退位後の天皇の敬称</li> <li>5 天皇の退位に係る儀式の要否</li> <li>6 退位後の天皇が崩じたときの礼</li> <li>7 退位後の天皇が崩じたときの陵墓</li> <li>8 退位後の天皇の皇室会議の議員の就任制限の要否</li> <li>9 今上天皇の退位後の文仁親王(秋篠宮)殿下に関する規定 ①呼称、②皇族の身分の離脱制限の要否</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「天皇の例による」又は「皇族の例による」</li> <li>・「皇位継承資格」「摂政就任資格」を有しない</li> <li>・「上皇」とする</li> <li>・「陛下」とする (法律上の特別の根拠は不要)</li> <li>・「大喪の礼」を行う</li> <li>・「陵」とする</li> <li>・「皇室会議の議員資格」を有しない</li> </ul> <p>①呼称は設けない ②皇籍離脱は制限</p> <p>第三 上皇</p>
<p>二 皇室典範以外の法律の関連規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 退位後の天皇の皇室費の定め(文仁親王殿下についても同様)</li> <li>2 退位後の天皇の国会の個別的議決不要の財産授受に関する一定額の定め(文仁親王殿下についても同様)</li> <li>3 退位後の天皇を補佐する宮内庁の組織及び人員等(文仁親王殿下についても同様)</li> <li>4 国民の祝日に関する法律第2条に定める天皇誕生日の改正</li> <li>5 三種の神器等に係る贈与税の非課税等</li> <li>6 退位後の天皇に対する刑法の名誉毀損罪・侮辱罪の告訴権者</li> <li>7 退位後の天皇の住居に関する小型無人機等の飛行禁止区域の改正の要否</li> <li>8 退位後の天皇の検察審査員の就任制限の要否</li> <li>※ 元号法に基づく政令による元号の改め</li> </ol>	<p>第六 附則</p> <p>四 上皇に関する他の法令の適用</p> <p>六 皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用</p> <p>十一 宮内庁法の一部改正</p> <p>十 国民の祝日に関する法律の一部改正</p> <p>七 贈与税の非課税等</p> <p>四 上皇に関する他の法令の適用</p> <p>八 意見公募手続等の適用除外</p>

### 【考え方】

- 「議論のとりまとめ」において示された検討を要する法律事項については、すべて措置しています。
- 「退位に至る御事情」「皇室会議の関与」「『つなぎ規定』の書きぶり」「皇室典範の一部改正の法形式」についても、法案骨子と同様に措置しています。